

ひがしどおり 議会だより

No. 8 9



今年も実りの秋がやってきました

～東通村の風景から～

目 次

議案審議結果・・・P2	定例会一般質問・・・P5
特別委員会・・・P4	その他議会活動・・・P7

議案審議結果

議案は村提出のものや議員・委員会提出のものがあり、議員が質問等で議案内容への理解を深めた後、意思決定（可決・否決など）を行います。ここからは対象期間中に開催された議会の議案内容と結果をお知らせします。（対象期間：令和6年6月1日から9月末日まで）

《第3回定例会(令和6年8月30日～9月6日)》

村から提案された人事案件2件、条例案件2件、決算認定案件2件、報告案件4件、補正予算案件7件、その他案件1件の計18案件に加えて、総務企画常任委員会から提出された委員会発議1件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
議案第42号 (原案同意)	東通村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	令和6年12月1日で任期満了となる現委員の真手奨氏を引き続き任命することに同意
議案第43号 (原案可決)	人権擁護委員候補者の推薦について	現委員の横山敏久氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることから後任に南川千恵美氏を推薦する提案を可決
議案第44号 (原案可決)	東通村農業生産施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	昨今の燃油価格等の高騰を受け、施設利用料金及び機械利用料金を改定する提案を可決
議案第45号 (原案可決)	東通村サケ増殖事業基金条例	海産親魚の買取価格と市場価格の差額を補填し、漁業者が価格に左右されずに、海産親魚を提供できるように基金を設置するもの
議案第46号 (認定)	令和5年度東通村一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	東通村決算審査特別委員会での審査を経て認定
議案第47号 (認定)	令和5年度東通村水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	東通村決算審査特別委員会での審査を経て認定
報告第10号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 令和6年度東通村一般会計補正予算（第2号）	国の経済対策で実施している定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を給付するための補正予算措置
報告第11号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 令和6年度東通村一般会計補正予算（第3号）	下北ジオパーク全国大会の機運上昇に併せ、尻屋崎海岸の景観保持対策に要する経費を緊急的に補正予算措置するもの
報告第12号 (報告)	令和5年度東通村一般会計等の決算に基づく健全化判断比率	法の規定による指標の報告
報告第13号 (報告)	令和5年度東通村公営企業会計の決算に基づく資金不足比率	法の規定による指標の報告

(次ページに続く)

(続き)

議案番号	件 名	内 容
議案第48号 (原案可決)	令和6年度東通村一般会計補正予算（第4号）	≪主な内容≫ (総務費) 庁舎等空調設備の改修事業、旧小学校屋内運動場等の解体撤去事業に係る経費を増額 (農林水産業費) 畜産農家の経営負担軽減を図るため、一頭あたり5万円を助成する肉用牛経営安定緊急助成事業経費を増額 (土木費) 道路維持整備事業経費を増額
議案第49号 (原案可決)	令和6年度東通村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	≪主な内容≫ 歳入の繰越金を減額し、財政調整基金を増額、歳出は保険事業費の委託料を減額し、新たに報償費及び旅費を増額
議案第50号 (原案可決)	令和6年度東通村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	≪主な内容≫ 繰越金の確定により予備費を増額
議案第51号 (原案可決)	令和6年度東通村介護保険特別会計補正予算（第1号）	≪主な内容≫ 令和5年度分の介護保険事業費等の確定に伴う、国・県・支払基金の各交付金の返還金等の経費を増額
議案第52号 (原案可決)	令和6年度東通村水道事業会計補正予算（第2号）	≪主な内容≫ 砂子又地区配水管新設事業の追加に伴う増額補正
議案第53号 (原案可決)	令和6年度東通村下水道事業会計補正予算（第2号）	≪主な内容≫ 下水道事業費用に係る補正
議案第54号 (原案可決)	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い左記の案件について、法の規定に基づき、議会に諮るもの
議案第55号 (原案可決)	令和6年度東通村一般会計補正予算（第5号）	≪主な内容≫ 議案第45号の可決を受けて、関連した予算を計上するもの
発委第1号 (原案可決)	東通村決算審査特別委員会の設置に関する決議	令和5年度決算認定案件を審査するための特別委員会の設置を決議

≪陳 情≫

第3回定例会までに送付があった1件の陳情書について、対応を審議しました。

要 旨	陳 情 者	付託委員会等
オウカイゲン 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情	東京都荒川区在中 チヨウ イチブン 張 一文	資料配付

代表監査委員報告

令和5年度決算審査にあたり、村議会は8月30日に東通村代表監査委員から決算審査報告を受けました。当日は代表監査委員の東田伸也氏が登壇し「審査は、去る8月6日、8日、9日の3日間にわたり、庁舎2階会議室において関係職員に説明を求め、村長より審査に付された各会計の決算書と関係証書類の照合・審査した結果、いずれも関係法令に基づき精査されており、計数的にも整理されていることから、正確であることを確認し、村当局に意見書を提出した」旨の報告をいただきました。



東通村決算審査特別委員会

村議会は8月30日の本会議で東通村決算審査特別委員会の設置を決議し、その後の第1回特別委員会において、委員長を小笠原清春委員、副委員長を川村隆委員に決定しました。

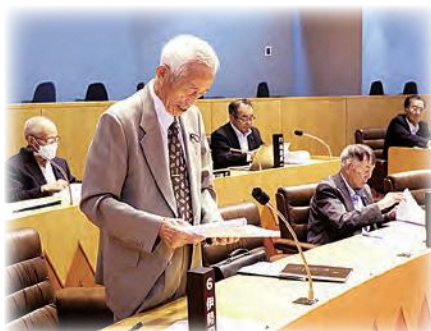
第2回特別委員会は9月2日に開催し、本定例会に上程された議案第46号、議案第47号、報告第12号、報告第13号を審議しました。議案は予算の分類ごとに審議し、各委員は予算執行状況の確認や今後の予算編成に関する質問や意見を述べました。



なお、審査結果は9月6日の本会議で委員長が報告し、全会一致で認定・承認されました。

(委員から出た主な質問)

- ・ 予算執行にあたっての借入額等について（川端委員）
- ・ 下北地域広域行政事務組合負担金の不用額について（坂本委員）
- ・ 社会福祉協議会が独自に行う事業及び同協議会の組織体制について（奥島委員）
- ・ 指定ごみ袋等取扱業務に関連した、資源ごみ分別の啓発について（伊勢田委員）
- ・ 国民健康保険税の支払い回数について（南谷委員）



一般質問は、議員が村政運営全般に関して、執行機関に疑問点を質問し答弁を求めるものです。村議会では9月5日の本会議で1名（3番 田村議員）が登壇し、一般質問を行いました。

◆記載している質問と答弁は紙面都合及び可読性を考慮し要約で掲載しています。実際の発言や議事録と異なる場合があります。

1

3番 田村 智和 東通村消防団について



【田村議員の質問】

消防団は、地域防災の中核として地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。全国各地で様々な災害が発生しており、改めて東通村消防団の重要性が増している。その中で、団員確保に困難をきたしている消防団もあると聞き及んでいる。東通村消防団の人員確保と組織の維持について、村長の考えを伺う。

【畑中村長の答弁】

村では、令和4年4月から、非常備消防と常備消防の連携の更なる強化を目的に消防団事務を東通消防署に移管し、また、令和5年3月定例会において消防団員定数の削減並びに消防団員の報酬等を増額するため、東通村消防団員の定員・任免・服務等に関する条例の一部改正を行った。消防団員の定数は、当時の所属団員数や団員の増減傾向等を踏まえ、本団及び分団長との協議を経て、消防委員会議を2度開催し、審議と検討の末、定数を80人削減し、現在の410人とした。令和6年8月1日現在では、定数410人に対して現在団員数272名、うち災害支援団員38名、充足率は66.3%となっている。

消防団員の報酬等は、令和4年3月定例会、令和5年3月定例会において段階的に引き上げており、出勤報酬も同様に国が示す基準金額まで引き上げている。消防団員の福利厚生は、消防団活動中の死傷に公務災害補償金、退団時には退職報奨金、その他に、弔慰金、結婚祝金、出産祝金など消防団員の適切な処遇の在り方や団員の加入促進に向けた各施策に取り組んでいる。また、これまで分団に配備している小型動力ポンプ付積載車について、平成29年改正の道路交通法施行後に普通免許を取得した消防団員は運転ができない車両となっていることから、今年度は第8分団（上田屋地区）の分団配備車両から順次、普通免許で運転可能な車両を導入し、負担軽減を図っている。

消防団員数が大幅に減少する中、国・県・村が一体となって取り組んでおり、村では、先に述べた事例のほか、令和5年度からは、例年1月7日に開催していた東通村消防団の出初式を1月下旬に変更し、場所も屋外の体育館駐車場から体育館アリーナの室内開催とし、日程及び環境面での消防団員の負担軽減を図っている。

（次ページに続く）



《解説》 準中型免許の新設

平成29年から普通自動車、中型自動車、大型自動車に加え、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の自動車が準中型自動車として新設された。

《解説》 小型動力ポンプ付積載車とは？

《現在の車両（イメージ）》



《今後配備される予定の車両（イメージ）》



（続き）

このように、国、県、村、それぞれの立場で消防団員の確保対策を講じているが、団員の処遇改善対策や装備の整備などは、対策を講じてもまだ解決できない難しい課題である。各地区の総代、各集落の円卓会議や分団長会議においても、度々、懸案事項として取り上げられる分団の再編成については、検討に着手するよう、担当部署に指示している。なお、去る8月27日に、これまで各分団から聞き取りした内容に消防行政の考えを取り込んだ素案を作成し第1回の分団長会議を開催している。

消防分団は、長年にわたり地域防災の要として、地域と一体となって活動してきた経緯があり、再編成に当たっては、各地域との緊密な調整が重要なことから、行政のみならず、地域と消防分団の関係維持にも配慮し、地域のご理解を得るため、慎重に審議を重ねていく事案である。今後、消防分団再編成に関わる条例改正に向けて、分団長会議で意見を集約の後、消防委員会や地区総代連合会等で協議を重ね、地域住民の安心安全を確保し、生命・財産を守るため、地域防災力の要である消防団の再編成に取り組む所存である。



《解説》 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律とは？

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験等を踏まえ、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方、少子高齢化や働き方の多様化等により防災活動の担い手は不足しているため、地域住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年に公布、施行された法律。



《図の出展》

総務省消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/about/laws/>)

【田村議員の再質問】

令和6年2月に、総務大臣から都道府県知事及び市区町村長に対して消防団の更なる充実に向けた取組を依頼する書簡が発出されている。制定から10年が経過した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、消防団員の活動基盤を支える取組として処遇の改善を進めている。村においても、消防団員の入団促進やモチベーション向上に取り組むことをお願いされていることと思う。消防庁からは様々な取組事例が示され、消防団員等による防災教育や、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりが挙げられている。近隣市町村の消防団について調べたところ、六ヶ所村では消防団に対する様々な補助事業がある。

1つ目は、消防団員の退職にかかる家族慰労金。消防団員が退職した際に、家族共々の長年の労苦をねぎらうことを目的に15年以上継続勤務した場合に10万円、20年以上継続勤務した場合に20万円の慰労金を給付している。2つ目は、消防団員の無料入浴事業。消防団員の待遇改善と福利厚生充実化を図るため、温泉施設などに、無料で入浴できるように配慮している。3つ目は、消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付。消防団運営機能の維持を目的として円滑な消防活動の遂行及び消防団員の育成を図るため、団員の自動車免許の取得等に要する費用に対し補助金を交付している。4つ目は、消防団活動助成金。消防団各種事業の円滑な運営と消防団員の育成に努め、もって消防防災行政の推進を図ることを目的として、本部及び分団へ15万円ずつの活動助成金を交付している。

著しい人口減少の中で消防団員を確保するためには、消防団員の皆さんの思いに寄り添い、やりがいを高め、負担感を軽減する対策を講じていくことが必要だと思う。村長の忌憚のない考えを伺う。

【畑中村長の答弁】

他町村との比較は有りだと思うが、当村の状況を考えると、できる、できないは当然あると思う。報奨金や金銭的な部分での支援は当然考えられるが、その効果等は、全国の事例から検証する必要があるため他自治体の事例をもってすぐに実現できるとは、私は考えていない。

自動車免許に関しては、小型の車両導入という手法で解決すべきと考えている。当村でできることは、行政のみならず、分団長会議や消防委員会等で検討しており、その結果を踏まえるべきと考えている。

消防団は地域の防災力として考えられているが、9月1日に岩屋地区で避難訓練を実施しており、消防団が主体的に動く部分に対し、地域コミュニティ、要は自主防災組織がきちんと機能することで消防団にかかる負担は当然減るものと考えている。自助・共助・公助という信念のもとで自主防災組織がきちんと稼動すれば、より効果的な防災、減災活動ができるものと思っている。消防団の再編成と併せて、自主防災組織に理解をいただき、組織を各集落に作っていくことが、地域防災力の更なる強化につながると思っている。全てが消防団の課題ということではなく、あくまでも地域全てで解決することを念頭に、自主防災組織の強化に努めていきたいと思う。



《解説》 自主防災組織とは？

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。

災害発生時には以下のような活動が想定される。

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食、給水 等



【田村議員の発言】

前向きな答弁に感謝する。村長は防災に対して並々ならぬ意欲を持って、これまで進めておられる。是非とも他の市町村に負けない、東通に合った、消防団への支援策を進めていただきたい。

その他の議会活動

＊大間原子力発電所・リサイクル燃料備蓄センター視察研修＊

村議会は7月10日、原子力関連施設の視察研修を実施しました。

大間原子力発電所（電源開発株）では、運転訓練設備や原子炉建屋内を視察した後、意見交換を行い、設備や発電所を取り巻く諸問題等に関する質問を行いました。

また、むつ市に所在するリサイクル燃料備蓄センター（リサイクル燃料貯蔵株）では、使用済燃料を収納した金属キャスクの受け入れに向けた訓練風景を拝見しました。



大間原子力発電所視察時の記念撮影

＊東通原子力発電所再稼働に係る知事要望＊

村議会では8月22日に宮下宗一郎青森県知事を訪問し、東通原子力発電所再稼働に係る要望を行いました。要望では、川端議長が議会を代表し「原子力発電所の誘致決議を行った村議会が責任を持って、再稼働に向けた動向を注視するとともに、東通村民の思いと地域の要望を、国等の関係機関に対し、これまで以上に大きな声で伝えていく」と決意を述べました。また、青森県に対しては「今後、村議会が行う東北電力1号機の早期再稼働や疲弊する地域経済の立て直しに向けた取り組みへの支援、協力」をお願いしました。

本要望活動は、去る4月26日に東北電力株式会社の「東通原子力発電所1号機における安全対策工事完了時期の見直し」に関する説明を受け、今後の対応を協議したところ、議会内で主に「東北電力1号機の早期再稼働に向けた取組の推進」「青森県、国等の関係機関に対しての要望等の実施」が必要との意見を集約したことから実施したものです。



宮下知事との記念撮影



要望内容を説明する川端議長

＊その他にこのような活動を実施しました＊

＜解説＞4町村は東通村・六ヶ所村・野辺地町・横浜町

＊県下町村議会議員研修会【7月17日青森市（リンクモア平安閣市民ホール）】



＊4町村議会議員研修会【7月25日横浜町（防災除雪ステーション）】



＊新人議員研修【8月20日青森市（青森県労働福祉会館）】



＊東通村戦没者追悼式【9月6日村内（村体育館駐車場）】



＊東通村社会福祉大会【9月24日むつ市（プラザホテル）】



＊交通安全地区大会【9月25日村内（あがさいホール）】



編集後記

今号では6月から9月までの議会活動をお知らせしました。今期は第3回定例会のほか、様々な研修等に参加し、活発な議会活動ができたと感じています。次号では村水産業の今後の在り方を模索するために行った「議員視察研修（北海道）」や全国の原子力発電所立地議会議員が一堂に会し、今後の原子力に係る諸問題を話し合う「全国原子力発電所立地議会サミット」の活動をお知らせする予定です。

定例会、臨時会は誰でも傍聴することができます。また、議会の内容については議事録の閲覧ができますので、ご希望の際は議会事務局（電話：33-2342）にご連絡ください。

東通村広報広聴特別委員会 委員長 田村智和 副委員長 奥島貞一
委員 小笠原清春、川村隆、相内祥一、南谷宏三